

質 疑 回 答 書

事業番号：政委第 8-9 号

事業名：高校生未来プロジェクト見学会（北海道）業務委託

担当課：政策推進課

	質疑事項	回答事項
1	仕様書・行程表で示される宿泊先市町村に、左記仕様書の条件を満たす宿泊施設がない場合には、行程に支障のない範囲で、近隣市町村の宿泊先を手配することは可能か。	行程に支障のない範囲で可能とします。 なお、「行程に支障のない範囲」とは、宿泊先への到着時刻が概ね 1 時間以上遅れないこと、かつ宿泊先からの出発時刻が概ね 1 時間以上早まらないことを指します。ただし、1 日目の宿泊先に向かうルートは、国道 229 号線を北上して岩内町を経由することとします。